

再開 午前 9時02分

○書記（事務局） おはようございます。互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立ください。相互に、礼。

〔起立・礼〕

○書記（事務局） 分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 皆さん、おはようございます。今日は、補正の午後の審査からということですが、めっきり秋めいてはまいりましたが、まだコロナの感染のほうがり落ち着かないという状況ですので、私たちもできるだけ短い時間できっちりした審査ができるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○書記（事務局） ありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行、分科会長をお願いします。

○分科会長（倉部光世君） ただいまから、一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第47号 令和3年度菊川市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育福祉分科会所管に係る項目を議題とします。

会議時間の短縮のため、質疑についてはあらかじめ提出された内容の範囲内で行っていただき、事前通知以外の質疑は関連程度にとどめるようお願いいたします。また、同じ事業のものについては、一つにまとめさせていただきましたのでご了承ください。

それでは、これより質疑を行います。課ごと順番に質疑をお受けいたします。質疑、答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。質疑の事前通知を提出している委員についても質疑時間の中で改めて質疑し、まとめた質問については代表の委員がまとめて行うようお願いいたします。また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いいたします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、ここでは簡潔明瞭な質疑・答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、9月27日に開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

初めに、教育文化部の審査を行います。岡本教育文化部長、所管する課名等を述べてください。岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部です。おはようございます。

教育文化部に該当する課ですが、教育総務課、学校教育課、社会教育課、図書館の4課になります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。

質疑の事前通知を提出された委員は挙手の上、事前通知に従って質疑を行ってください。

5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） すみません、よろしくお願いします。5番 坪井です。

最初ですが、10款2項1目です。国庫補助小学校施設整備事業費ということで、説明資料98ページ、タブレット100ページです。担当課は教育総務課ということで、設計管理業務委託料の減額理由は何かということでお伺いします。よろしくお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。坪井委員の設計管理業務委託料の減額理由は何かについてお答えいたします。

設計管理業務委託料の減額理由ですが、小笠南小学校耐震補強大規模改装工事における設計管理業務の請負差金、こちらが減額の理由になります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 請負先の変更。

○分科会長（倉部光世君） 先、差金。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。入札の差金になります。請負差金です。

○5番（坪井仲治君） 請負差金の変更ということ。

○教育総務課長（八木 剛君） 請負差金による減額です。

○5番（坪井仲治君） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。では、次は2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。10款2項1目小学校管理総務費、教育総務課で、説明資料はタブレット101ページになります。

修繕料増の詳細、外部通信環境改善の状況はについてお伺いをいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。須藤委員の修繕料増の詳細についてお答えします。

小学校における修繕料の支出については、建物、給排水管修繕、端末修理や雨漏りなどを実施しており、予算残額と今後の見込みにより修繕費が不足することが見込まれるため、今回補正を計上するものです。

今後見込まれる修繕の内容につきましては、タブレット型端末の修繕、消防設備点検による指摘事項改善、遊具点検において使用禁止と判断された遊具などの修繕が主な修繕となります。

続きまして、小学校における外部通信環境改善の状況はですが、こちらですけれども、中学校も同じになりますので、ちょっと小・中という形で話をさせていただきたいと思います。

現在の小・中学校における通信環境——インターネット回線ですけれども——こちらは1ギガの契約となっておりますが、この契約は通信環境がよければ最大で1ギガの通信ができるというもので、通常ですと200メガバイトから300メガバイト程度しか通信できないというものになっております。

このため、各学校20台から30台程度しか同時にインターネットを使用できないかんきょうにあり、早急な通信環境の改善が必要な状況となっております。

こちらの回線につきましては、当初通信料が3倍程度となるプランです。今までのプランが4,000円弱のプランなんですけれども、7,000円ぐらいのものに変更し、どの程度同時接続台数が増加するか、一番生徒の多い菊川西中学校で調査研究を行う予定でございましたが、本年の7月に文部科学省の全国的な学力調査のC B T化検討ワーキンググループより、児童・生徒質問調査は令和6年度をめどにオンラインによる解答方式を導入、教科調査については中学校から先行し、令和7年度以降できるだけ速やかに導入と提言されました。

こちらを受けまして、通信会社と再度協議を行い、タブレット端末において学力調査を行うために最低限必要となる帯域保証——こちらは常時1ギガを通信できるというインターネット回線となっておりますけれども——こちらを小・中の12校全てに入れ、各学校において検証を行った方がよいとの結論になり、今回通信費及びタブレット型端末設定業務委託料について増額補正を計上しているものとなります。

以上となります。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。今、かなり河城小学校ですとかいろんな学校で、この通信の問題、不具合が生じているというお声を伺うんですけれども、この増額によって解消される見込みということでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。今回のものを入れて、どの程度改善されるかというのははっきりは分からないんですけれども、それでも間違いなく改善はされるんですけれども、何台というものはちょっとはっきりお答えはできません。

それを入れてから、どの程度上がるかどうか。上がったところで学力調査、令和7年度以降に対応できるかどうかというものを検証します。もし、まだ台数が少ないようであれば、また次の方策を考えていくという形になります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

先に、②の内田委員のほうお願いします。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 今、言っていたんだけどいい。

見込みの消防とか遊具の点検ということで、結構細かい数字、264万1,000円という数字がかけてあるんですけど、この中で主なものは何になっているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。今回増額しました269万1,000円ですけれども、今までの実績の中で1件当たり10万円程度の修繕がかかっています。あとは、この後、月当たり5件程度の修繕を見込んでおりまして上げております。

主なものとしては、タブレットの修繕がかなり多くなっておりますので、そちらが主なものとなります。あとは、遊具のほう、こちらも危険なものがあれば撤去していくという形にしておりますので、そちらのほうが主なものとなっております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。細かいことは決まっていらないみたいですけど、消防については指摘だというふうに説明があったと思うんですけど、これはいつ消防指摘があつて、この部分についてはどのぐらいのものなんですか。何がこうなっているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。消防点検に係る指摘事項ですけれども、

今、ちょっと資料を持っていないのでお答えはできませんので、また調べてお答えしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 具体的に何か受けているもので、費が分からないというなら分かるけど、何を直そうか決まっているなら、やっぱりせつめいしてくれないといけない。ほかのものは見込みでやっているという、それは僕は仕方がないと思う。やっぱり、指摘を受けてこれだけは早急に補正をかけてでも急いでやらなきゃいけないというものがここに上がってきているというふうに理解しているもので、それは言っていたきたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） では、後ほどお願いします。よろしいでしょうか。関連、14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 今の関連。点検は、本年度に入ってから実施を受けたということで上がってきたということによろしいんですか。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。消防の点検につきましては、本年度実施をして、その中で指摘があれば直すということになります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 教育委員会関係じゃないんですけど、庁舎の関係も火災報知機の設備の不具合があるということで今回、補正が上がっているんですけど、小学校もそういった関係かなと思いながら聞いてたんですけど、また具体的な指摘内容、修繕内容が分かりましたらお願いします。

○分科会長（倉部光世君） ほかに、もし関連。お答えが、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。すみません、そちらも詳細がちょっと分からないので申し訳ないです。

○分科会長（倉部光世君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番です。タブレットの待機保証ついてですが、ほかのところからこれは計上されてきておるんですが、この業者選定というのは特定なところになるのか。それと、この500万なり、次の中学校ですが140万とか何か出ていましたけれども、この金額を積算する根拠というんですか。根拠というほどのものでもないかもしれないですが、どういうふうに積算されているかということ。

それと、これについては入札だとか見積り合わせとかというものをされていたものかどうかという点。

それともう1点は、特定財源のところですが、使用料でグラウンド代替使用料が150万ですか、上がっていて、小・中学校の体育館使用料が減額の120万ということになっています。この使用料とかというものは、確実性の高いものなんですか。これ、令和3年度のところの予測で出されているものかどうか。これ、特定財源の説明もお願いしたいと思いますがいいですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。待機保証を納入するにあたっての積算ですけれども、こちらは通信会社と話をしながら、その通信会社から見積りをいただいている形になっております。

入札ですけれども、実際入札をして決定するという形になります。

○16番（横山隆一君） 財源については。

○教育総務課長（八木 剛君） すみません、特定財源ですけれども、特に変更しているものではないので、当初予算と変わりはないということになります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 16番、よろしいですか。（発言する者あり）

○教育総務課長（八木 剛君） すみません、それこそ、その特定財源のほうですけれども、教育総務課から社会教育課のほうに移し替えをしたというものになりますので、金額自体は変わらないということになります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） ほかによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） では、次に行きたいと思います。中学校で同じになってしまうかもしれないですけど、須藤委員からですね。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。10款3項1目中学校管理総務費、タブレットは105ページです。

修繕料増の詳細、外部通信環境改善の状況はについてお伺いをいたします。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。中学校における修繕料ですけれども、こ

ちらの支出につきましては建物、外構や消防設備の修繕などを実施しております。

予算残額と今後の見込みにより、修繕費が不足することが見込まれるため、今回補正を計上するものです。

この見込まれる修繕の内容につきましては、タブレット型端末の修繕、消防設備点検による指摘事項の改善が主な修繕となります。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。先ほどと同じかとは思いますが、この外部通信環境改善のための待機保証というのは、全中学校を対象に1ギガバイトまで増やされるということによろしかったですか。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。中学校も、小学校と同じように、全て待機を保証入れるという形になっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 修繕料の内容はというのは、内田委員のほうよろしいですか。

○15番（内田 隆君） 同じだと思います。

○分科会長（倉部光世君） 中学校に関して、何か関連あればお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） なければ、次の4番目に行きたいと思います。12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。内田さんのものと一緒に読んでいいですか。10款6項4目給食運営費、124ページです。残菜、残飯の年間量はどれぐらいか。それから、委託業者の見直しとあるが、どのように見直したのかをお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長、答弁を求めます。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。まず、最初に残菜及び残飯の年間量についてですが、今年度の7月末までの1日当たりの平均量が両方合わせまして186キロとなっております。これに、給食提供の予定日数が198日となりますので、年間量としては約37トンを見込んでおります。

以上でございます。

続きまして、残菜処理委託料の事業見直しについてですが、令和2年度までの残菜処理は、養豚業を営み、残菜用を豚用の飼料としている業者と契約しておりましたが、平成30年9月

に岐阜県内の養豚場で発生した豚コレラが全国的に感染拡大し、令和2年3月に農林水産省が家畜の飼養に係る衛生管理方法の飼養衛生管理基準を見直しし、90度で60分以上加熱処理した食品残渣を豚用の飼料とすると規定されました。

これに伴い、処理業者からこの基準を満たすためには新たな施設投資が必要となるため、月額4万4,000円から大幅な増額が提示されました。これにより、令和3年度の当初予算において、月額27万5,000円、年間契約額302万5,000円を計上させていただいておりました。

月額の大幅な増額となるため、予算計上後も様々な業者を模索していたところ、市内の鈴与菊川バイオガスプラント——西方にあるものですけれども、こちらが給食の残渣処理に興味を示していただき、給食の残菜がメタン発酵することが確認できましたので、受入れ可能と判断され、月額16万5,000円、年間契約額181万5,000円で契約が成立したため、今回減額補正するものであります。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。12番。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。残菜の件なんですけど、これは年間で37トンということなんですけど、この残菜を減らすために発注量というんでしょうか、そういうものをどういうふうにコントロールしてそれを減らそうとしていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。残菜を少なくするものですが、それこそ給食のメニュー等もありますし、あとは給食日数、そちらの確実な把握であったり、児童生徒、そちらの人数の把握、そちらのほうで残菜をコントロールといいますか、どれぐらい出るかという把握をしているものですから、コントロールするということまでは行っていないと思います。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 12番。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。やはり、そういったものも飼料にすればそれでいいのかもしれませんが、それよりもまず、残菜を減らすという、そういうことを目指して管理していくということも大事なことでと思います。

今後、そういった目標を立てて、その目標を達成するためにどんな工夫をしていくかという、そういったこともやっていく必要があると思いますがいかがですか。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。それこそ、残菜とは別に残飯のほうなんですけれども、そちらは給食、学校で食べたものの残りになるんですけれども、そちらに関しましては年間で3%以内、残食率を3%以内という目標は持っております。

昨年度までは3%以内となっておりますけれども、コロナの関係がありまして給食の食べ方が変わってきています。それこそ、昔というかコロナ前ですと、お代わりをしてということがあったんですけれども、今、それが感染リスクが高いということで、1回よそってしまえばお代わりをする等、その辺をやっていないものですから、どうしてもちょっと残飯として残るものが多くなっているということになっていきますので、そちらに関しましてもコロナのほうが開けてからまた、きちんとやっていきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑よろしいですか。

○12番（鈴木直博君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） 先に、14番 山下委員。

○14番（山下 修君） すみません、今の残飯の関係なんですけれども、これは菊川市だけじゃなくて、近隣の給食センター等においても全く同じような傾向になっているということでよろしいんですか。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。それこそ、近隣の市町が同じような指導をしているかどうかというのはちょっと把握していないんですけれども、やはりそのような食べ方をしないと感染リスクが高まるということで、どこも同じような問題は抱えているのかなと思っております。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。ちょっと確認をしながら聞きたいんですけど、今まで4万4,000円の月額でやっていたものが20万7,000円になって、それで予算化をされていて、今度、鈴与に代わったら16万5,000円でやってくれるということですね。今現在は、どこと契約をされているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。現在は、鈴与菊川バイオガスプラントと契約をしております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。先ほどの中で、予算のときにはこのようになって、あと検討をした結果として鈴与のものが通ったという話でしたけど、そうすると予算を立てた時期と、鈴与のところで合意された時期というのはどれだけ、どこでどれだけ動いているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。この鈴与との契約ですけれども、契約といますか、残菜がメタン発酵するという確認ができたのが令和3年の2月頃となります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） これについて、何か以前説明があったというか、みんなで聞いた覚えが。ぎりぎりで鈴与さんの話が出てきたのでということで、ごみの話も出てきたかと思っています。よろしいでしょうか。

○15番（内田 隆君） 分かりました。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑がなければ、次の5番をお願いしたいと……。

○16番（横山隆一君） 給食センター、いいですか。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 時間がない、すみません。時間がないので簡便な答弁でいいんですが、設備とか機器の改修更新についての計画ですが、今年度も今言った、ここに補正が出ているわけです。点検業者からLPガス云々を書いてございますが、このそれぞれの設備器具においての計画的な更新改修についての計画書というのはできているんですか。というのは、こうしてこの時期に金額的にも400万近い金額が出ていったりというのは、あまり好ましい状況でないと思うんですが、確実な点検をされていれば、そういった計画書が出ていればこういったことは防げると思うんですが、その辺の計画についてちょっとお聞きしますがどういう状況でしょう。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。それこそ今回上げさせていただいたバルクシステムですけれども、20年たつと交換もしくは点検するという話になっております。

こちらに関しましては、実際、当初予算が見るべきものでありましたけれども、点検業者からの指摘があつて分かったものということになっております。

そちらのほうの今後といいますか、今までの施設、機器の更新計画等ですけれども、現在のところだと施設台帳がなかったものですからその辺が分からなかったというところで、今、給食センターのほうでそちらの台帳を整備するように指示を出しているというところでございます。

以上でございます。

○16番（横山隆一君） 分かりました。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

5番のほうで、2番 須藤委員、お願いします。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。内田委員の分も一緒にお読みしてよろしいですか。

○15番（内田 隆君） お願いします。

○2番（須藤有紀君） 10款5項4目文化・顕彰活動支援費についてです。タブレットは115ページになります。

パンフレット5,000部の配布先と配布成果（目的）の見通しはと、関口隆吉パンフレットの活用方法については伺いたします。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（木村良一君） 社会教育課長でございます。パンフレット5,000部の配布先と配布の成果（目的）の見通し、活用の方法ですが、令和2年3月に作成しました関口隆吉氏のパンフレットは、郷土の偉人である関口氏の偉業や功績を一人でも多くの人々に伝え、郷土愛の醸成を図る目的で作成しました。

特定の方に配る配付先ですけれども、関口隆吉遺徳顕彰会、あと市内9校の小学6年生等です。

また、広く一般の方に配るため、市民の目にとまる窓口や棚等に並べる配架先は、本庁をはじめ地区センター、社会教育施設、観光施設等の合計21カ所を予定しております。

活用の方法としては、関口顕彰会の活動や教育の教材、市が実施している出前行政講座等の顕彰事業等、多方面での活用を考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。5,000部は増し刷りだと思うんですけど、今、5,000部の前はどのぐらいのものが残っているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（木村良一君） 今、パンフレットの残というものがございませんでして、カラーコピーをして配っているような状態になっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。5,000部というのは、今言われたように6年生というような形の中でやっていくと、6年生って毎年変わってくると思うんですけど、これ今回の5,000部はこの年度内に消耗しちゃうものなのか、ある程度何年か先まで見込んでいるものなのか、そこはどうなんですか。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（木村良一君） 社会教育課長でございます。一応、この5,000部につきましては、まず最初に1年間当たりのことをちょっとお話させていただきますと、顕彰会のほうに200部、小学校の新6年生のほうに600部、配架としまして、本庁や地区センター、小菊荘とか観光協会など市内21か所に各40部で合計が840部、あと社会教育課での事業や予備として、文化財センターどきどきのほうに130部としまして、1年間で使用する合計枚数ですけれども1,670部を見込んでおります。

一応、3年間分としまして、合計の5,000部を印刷するものであります。

以上です。

○15番（内田 隆君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） 関連等ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） なければ次の6番、内田委員お願いします。図書館総務費。

○15番（内田 隆君） 15番です。図書館総務費の中で、古文書の委託というんですが、資料のために30万入れてあるんですけど、こういうものを整理してどうするという全体計画がどんなふうになっているのかを説明願いたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 堀川図書館長、お願いします。

○図書館長（堀川訓子君） 図書館長でございます。古文書等、歴史資料整理についての全体計画でございますが、市立図書館が所蔵する古文書等については、劣化、滅失を防ぐとともに、調査、研究、学習に役立つよう広く公開することを目的として現在デジタル化を進めているところであります。

しかしながら、活用しているものはまだ一部であり、未整理のものも残っております。

今年度は、未活用のものの中から菊川文庫で所蔵している関口隆吉関係の資料について改めて調査を行い、目録の作成を予定しております。資料の内容確認や解説については、専門的な知識を有した方をお願いするつもりです。

目録作成が終了しましたら、既にデジタル化を行っている資料と同様に市立図書館ホームページ等で公開していきます。

関口隆吉関係資料以外につきましても、順次デジタル化と公開を進めてまいります。

以上のような計画となります。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 先ほどの社会教育の中にも関口隆吉出てきたんですけど、この整理については関口隆吉の顕彰とかいうんですけど、今後どうするといったらおかしいですけど、宣伝をする中でも組立ての中にあつたんですか。

○分科会長（倉部光世君） 堀川図書館長、お願いします。

○図書館長（堀川訓子君） 図書館長でございます。今年度、菊川文庫の古文書を整理する中で、関口隆吉関係のものが保存箱7箱分見つかったというのが現状でございます。こちらは、菊川文庫の開館記念の展示品として多分、使用されたものと思われます。

関口隆吉を郷土の先駆者として多くの方に知ってもらおうということ、デジタル化と一般公開を進めていく。今も、保存状態等があまりよろしくないところもあるものですから、そこらも見直しながら、今年度進めさせていただいて、その後、活用等については細かく決めていきたいと思っております。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） ということは、今年度どういう整理をしたか分からないですけど、保存資料の中から見つかって、関口隆吉を推進しているからこれを急遽やることになったということでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 図書館長、お願いします。

○図書館長（堀川訓子君） 市として、関口隆吉の顕彰を進めておりますので、そちらに合わせて図書館のほうの事業も進めていきたいと思っております。

○15番（内田 隆君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） 関連ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 以上で、事前質疑を終了いたしますけれども、そのほか、もし教

育文化部であればお受けします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、すみません、通告すればよかったですが、おおぞらこども園……説明資料の、pdfでいいですか。

○分科会長（倉部光世君） pdfの番号でいいです。

○12番（鈴木直博君） こども園はこども未来部。

○16番（横山隆一君） ごめんなさい、間違えました。

○分科会長（倉部光世君） 教育文化部で。

○16番（横山隆一君） どこだったかな、見つからない。大した質問じゃなかったんでいいにします。

○分科会長（倉部光世君） そのほか、皆さんからございますか。16番。

○16番（横山隆一君） すみません、見つかったんで、説明資料101ページです。小学校特別支援教育就学奨励金、これは対象になっていますか。ここで、扶助費の対象者の数が69から92になっていると説明が書かれておりますが、これ23人増というのは、ちょっと想定されたものと大分違うと思うんですが、そうなった要因というのは、これはどういったことなんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。人数の増の要因ですけれども、当初予算のときですけれども、新入生——新しく入ってくる1年生——の人数のところで差が出たのが主な要因となっております。

もともとが、全ての人数が1年生かというところではないんですけど、ほとんどが1年生。あとは、5、6年生でちょっと増えているというような形になっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。いいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、以上で、教育文化部の審査を終了いたします。

ここで職員の入れ替えを行います。ありがとうございました。

もし、トイレ行きたい方がいましたら、今のうちにお願ひします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時42分

○分科会長（倉部光世君） 続いて、生活環境部の審査を行います。

鈴木生活環境部長、所管する課名等を述べてください。お願いします。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木 勝君） 生活環境部長でございます。本日審査をお願いいたします担当課は、市民課及び環境推進課となります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。

それでは質疑を行います。初めに、事前通知を提出された委員の質疑から行います。

1番の質問、5番 坪井委員からお願いします。

○5番（坪井仲治君） 1番の質問の5番の坪井です。よろしくお願いします。

1つ目は、4款1項9目です。環境美化推進費ということで、タブレットの54ページになります。不法投棄の量と、その場所はどこかということです。それから、不法投棄防止の監視カメラ等の設置をやりますかという質問でございます。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。杉田環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。坪井議員の、不法投棄の量と、場所はどこか。不法投棄防止の監視カメラ等の設置は行ったかのご質問についてお答えします。

まず、市の不法投棄として扱っているものの種類ですが、3種類ございます。

まずは、公共の場所や個人の土地などに勝手に捨てられているごみ、これについては一般的な不法投棄ごみと呼ばれているものになりまして、市内全域にわたって発生しております。特に人や車の通ることが少ない道路沿い、こういうところが多くて、道路脇の茂みや水路、公民館や空き地など様々な場所に捨てられております。

赤土のリサイクルステーションにも、あそこリサイクル品の出すところなんですけども、いつの間にか隅っこに置かれている、こういったものも不法投棄として扱っております。

これらの件数につきましては、本年度は8月末現在で、通報は49件、うち回収が42件で、収集は、426キロ収集しております。昨年度、令和2年度の同時期、8月までになりますが、通報が19件の増、回収が14件の増、回収量は110キロの減となっております。件数は増えましたが、一件一件が重量が少ないということで、重量が減っているのかな、そういった傾向がございます。

次に、資源物収集日に発生する不法投棄という扱いがございます。

これは、皆さんがリサイクル品として出していただいたものの中に、リサイクルの対象外品、例えば汚れがひどくてリサイクルできないものであるとか、ガラス製品やプラスチック製品などの容器包装リサイクル法に該当しないもの、こういったものが出されますため、こういったものについては、リサイクル業者からリサイクル不適物として市に返されてしまいます。こういったものを不法投棄といった形で取り扱っております。

量としましては、毎月約330キログラム程度、年間で4トン弱を見込んでおりまして、定期的に環境資源ギャラリーで処分をしております。

次に、衣類の拠点回収の処理不可分がございます。

本庁舎の駐車場と赤土のリサイクルステーション、この2か所に衣類等の回収のための回収ボックスを設置しておりますが、この中に回収の対象とならないもの、例えば汚れている衣類、汚れているものは、リサイクルの仕方として、またどこかの国に持って行って着ていただきますので、リサイクルできないもの。

あと、片方しかない靴とか、長靴とか、そういった再利用できないもの。あと、布団などの衣類としては回収しないもの、こういったものが出されてしまうことがあるため、こちらを不法投棄物として取り扱っております。

こちらにつきましては、今回の補正予算で初めて要求する、そういったものとなっております。

回収業者によりますと、今までの収集の中で約2割程度リサイクルの対象外のものが混入していたそうですが、今までは回収業者の努力によりまして処理をしていただいたとおっしゃっております。しかし、処理に要する経費が増加してきている中で、業者としても努力の限界を迎えたので、改めて市で処理してほしい、そういった話がございまして、改めまして予算を要求させていただいているものでございます。

あと、監視カメラの設置についてですが、1つ目に上げました不法投棄について、発生しやすい場所がある自治会の役員の皆様も大変困っておりまして、大変に悪意のあるものでありますので、自治会の皆さんと協力しまして、監視カメラの設置と、抑止を目的とする看板の設置、こういったものを進めております。

カメラにつきましては、市の所有物ではなくて、市の環境衛生自治推進協議会、要は自治会の持ち物ということで7台が所有してございます。このカメラを、貸出期間を1か月としまして貸出をしていますが、ほぼ貸出中、そういった現状でございます。

今後におきましても自治会の皆様と連携し、場合によっては警察の協力も得ながら、不法投棄が減るよう対策を進めてまいりたいと考えております。

あと、リサイクル品への、リサイクル外品の混入につきましても、分別の徹底を図るための周知と啓発、こういったものを進めまして、少しでも混入が減るよう努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。ご苦労さまです。ということで、カメラが今フル稼働ということです。私がちょっとやっていた頃には、もうちょっと遊んでいる状態もあったんですけど、また不法投棄が増えたということなんですかね、最近になって。

○分科会長（倉部光世君） 杉田環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 杉田環境推進課長でございます。坪井議員がおっしゃるように、この頃は増えている傾向がありまして、ただ、現場の出る者に聞きますと、昔は大きな物を谷間にドカンとか、そういった大規模な不法投棄が多かったんですけども、この頃は生活ごみです。ごみ袋1袋、2袋が道端に捨てられている、ちょっとそういった事象が多くて、ちょっと単独でたちごっこになっているような、そういった案件もございます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。もう1件です。あと収集場所ですね。常設のところ
に注意喚起とか、カメラ設置中とか、そういう表示はまだされてはおらないですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。赤土のリサイクルステーションなどにも一応カメラ設置をしているんですけども、どうしてもカメラの目の届かないところであるとか、混雑中で人がいない所に行ってこっそり置いていってしまう、そういったものが多く見受けられます。

あと、ちょっと違う話になってしまうんですけども、その道端によく捨ててある所にカメラ設置するんですけども、カメラあること気がついて、カメラの視覚から入ってカメラの足元に置く、そういった事象もあるようでございます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） ぜひとも目立ちやすい表示とか、そういうところを積極的につけられるようよろしくお願いします。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） すみません。ちょっと伺いたいんですけど、この間水害があったんですが、あのときかなりいろいろなごみ流れ出していきましたが、あのとき何か回収物とか、行政のほうで行ったことはありますか。

環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。行政としてちょっと回収に回ったもの、恐らく道路管理者である建設課であるとか都市計画課だとか、そういったところで道路上のものの回収は進めたかと思います。

環境推進課としましては、一般の住民の皆さんが、漂着物であるとか、ご自身のご自宅で被害に遭われたもの、そういったものの受入れのほうは、土日という形でやらせていただいております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 14番 山下委員。

○14番（山下 修君） ちょっと関係ないのかもしれませんが、市内一斉清掃ってあるじゃないですか。今年は多分中止になったということだと思うんですけども、自治会によってはやっているところもあろうかと思うんですけども、そこら辺の実施状況というのは、環境課のほうでは分かるんでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。一斉清掃、残念ながら昨年度、今年度との2年連続で中止ということにしております。

ただ、それでも実施される自治会の方はいらっしゃると思いますので、昨年、今年と保全センターのほうは開けているんですけども、ただ、申し訳ございません。ただいま手元にどの自治会、何自治会ぐらいが来たかという資料をちょっと手持ちで用意してございませんので、また別の機会に報告をさせていただきます。申し訳ございません。

○分科会長（倉部光世君） 14番。

○14番（山下 修君） 先ほど回収が42件とかと言われましたね、不法投棄の。これは市の環境推進課のほうで職員が実際現場に回収に行ったところがその数字で、これはあれですか、コロナの始まる前ですか、一昨年か。一昨年とコロナの後、今の市内一斉清掃の関

係があるんですけれども、そこで増えているか増えていないか、そんな数字は何かあるんでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。先ほどの答弁の中でも、昨年よりも通報の件数、回収の研修も増えているという傾向になっております。

ただ、それはちょっとコロナのせいかどうかという検証のほうまでできていないというのが実際でありまして、先ほど申し上げた生活ごみも好きな所に捨てていく、そういったものが増えているという、そういった現状だけは把握しております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 14番。

○14番（山下 修君） コロナのためというか、コロナによる一斉清掃中止のためと、こういって増えてかということなんだけど、また調べて、分かるようでしたら教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。不法投棄、今日も千葉県のやつをやっていたみたいですけど、結局、注意をするだけとか、一時的な流れで、今監視カメラで見たところで、あとそれを抑制するということまで踏み込んでやっていかないと、これってなかなか直らないと思うんですけど、例えば、この人が不法投棄してるよって言われたときに、行政側というのはどこまでやっていただくんですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。不法投棄をしたまづごみの中を探しまして、もし個人が特定できるものがあれば、その個人のお宅のほうに通知を出させていただきます。よくあるのが違う自治会のごみステーションに出してしまったとか、道端に落ちている場合でも、もし名前が分かれば、住所が分かれば通知を出しております。

あと、今年度なんですけども、ちょっと余りにも悪質な不法投棄がありまして、毎週毎週同じところに生活ごみが落ちている、そういったときに一応カメラを設置したところ、ごみ捨てに来た自家用車がカメラに写っておりましたので、一応警察のほうに協力をお願いしまして、警察のほうで個人を特定していただいて注意をしていただいた、そういった実績もございます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。そのほか。

〔「関連です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 12番、お願いします。

○12番（鈴木直博君） 今の関連で、警察に言って、その処理といいますか、対策じゃない、やっていたいたと、そういう件というのは何件くらいあるんですか、年間で。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。なかなか個人が特定できるものが少ないという中で、私の知る限りでは、今年あった1件、警察に入っていたいて、そこまで承知しているものでございます。

以上でございます。

○12番（鈴木直博君） ありがとうございます。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、環境美化推進費での説明なんです、ごみ集積施設新設を要望する自治会が多いためということですが、これは前から指摘はされているようですが、実態としてどの程度、設置されていない自治会というんですか、あるかということと、それが進まない要因というのはどういうふうに捉えていますか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。要は、議員さんがおっしゃるのは、野積みのところが何か所かということかと思いますが、申し訳ございません。ただいまちょっと数字手持ちにございませんので回答ができないんですけども、私の考えになりますけども、やっぱり野積みのところは、ごみステーションを置く場所がないところがかなり多いと思います。

去年、ごみ処理の非常事態宣言が出たときに、ごみステーションに看板を貼りに回ったんですけども、野積みのところは道路、街路の植樹ますのところに積むとか、道端の電柱の下に置くとか、そういったところが非常に多く確認できましたので、ごみステーションを置きたくても起き場所がない、そういった傾向のところが多いと認識しております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、景観上のこれは、この前も、下平川でしたかね、散乱していたようなところがあったとか、高橋も道路沿いでそういうところを見受けられたんで

すが、景観上も非常によくないしね、行政のほうでもう少し指導をして、補助金そのものも、8万3,000円でしたか、あるわけですが、もう少し市のほうで指導をして、その自治会と話をしてもらって進めるべきだと思いますが、これは要望になるんですが、ぜひ進めていただきたいと思います。

確かにその要因は、土地がないとかということは分かりますが、それは自治会のことなので、自治会の中で協力してもらって、場所を提供してもらわないというのは、ぜひやらんやいけないことじゃないですかね。と思いますが、いかがですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。自治会ごとの事情がある、先ほど議員がおっしゃったとおりなんですけれども、また、行政から一方的にというわけではなくて、監事協などを通して、また自治会のほうからご意見頂いた中でまた検討はさせていただきたいと思います。ご意見として伺っておきます。ありがとうございます。

○分科会長（倉部光世君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） なければ、次の2番の質問を坪井委員、お願いします。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。4款1項9目です。タブレットのページの55ページになります。増加した小型家電製品は具体的に何かという問いでございます。よろしくお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。坪井議員の、増加した小型家電は何かについてですが、小型家電を引き入れる際に、有価物となりますパソコンと携帯電話と、あと有償、こちらからお金を払って引き取っていただくその他の家電、この今2種類に分けて受入れをしております、申し訳ございませんが、どのような家電が搬入されたか、そこまでちょっと統計を取っていないので、お答えできないという状況でございます。

小型家電の回収は、平成30年度から実施しております、回収の重量の推移を申し上げますと、平成30年が1万310キロ、令和元年度が1万5,120キロ、令和2年度が1万4,470キロ、本年度なんです、7月末現在で8,037キロ、上半期半ばで、今、昨年度の1万4,000キロの約半分以上の回収となっております。

家電回収が周知されまして、定着化してきたことと併せまして、市民の皆様のリサイクルの意識、こういったものが高まってきた結果、回収量が増えているのではないかと、そう考え

ております。

実際に私も保全センターのほうで時々小型家電の収集のボックスを見ますけれども、本当にいろんなものが入っています。オーディオ類があったり炊飯器があったり、電子レンジがあったり、本当に、何が多いのかって、統計取れないほどちょっと細かなものがいっぱい入っている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 要するに燃やせないごみとして出されているものです。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。坪井委員がおっしゃるとおり、燃えないごみの出して収集されても、そういったものが多いです。実際に小型家電で出していただければギャラリーの収集量に入りませんので、そういった中でも市民の皆さんに、ごみではなくてリサイクルという形で協力していただいているものが増えてきている、そういった認識でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。関連ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） なければ、次の3番を15番 内田委員、お願いします。

○15番（内田 隆君） これ歳入なんですけど、一番終わりのほうなんですけど、過年度焼却家屋解体費用徴収費というお金が入っていたんですが、余り見たことがなかったんですが、これは一体どういうものだったのかちょっとお尋ねします。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。内田議員からご指摘いただいております3の歳入、過年度焼却家屋の解体費用徴収金、どのような事情によるものかとのことですけども、本予算につきましては、昨年の、令和2年の6月30日になりますが、未明に嶺田地内で火災が発生したことを覚えていらっしゃいますでしょうか。

建物の所有者でありました居住者が亡くなったことに伴いまして、身寄りがなかった所有者に代わりまして行政が焼け残った家屋を公費解体で処理を行った費用に対しまして、市が専任しました相続財産管理人から故人の財産整理をした結果、支払いがあったもの、こういったものになります。

ちょっと分かりづらいんですけども、亡くなった方が2人おりまして、世帯主の方は60代

の日本人女性、同居人は70代の韓国籍の男性でした。お二方とも身寄りがなくて、菊川警察と市の福祉課のほうで身元調査を行いました、相続人に該当する者がいなかった、こういった状態でした。

建物は全焼となっておりまして、木造2階建ての建物の柱が露出しまして、屋根もちょっと残っておりまして、台風などの自然災害を原因としました二次災害が発生する恐れがあるとして、地元の方から早急に撤去していただきたいという要望が出ておりました。

そのほかにも故人の死亡届であるとか、火葬であるとか、その他もろもろ、身寄りがいないということで課題がありまして、福祉課と危機管理課のほうで手続を進めた中で、個人の残した預貯金などによりまして、残された家屋の撤去のほか、個人が残しました最後の整理が可能であることが明らかとなりましたので、総務課のほうで裁判所のほうに相続財産管理人の選任を申し立てまして、選任された後に相談しまして、環境推進課にて昨年の9月から、たしか11月ぐらいかけまして解体工事を実施しました。

相続財産管理人では、昨年の選任の後、故人の財産管理を進めてきたところで、8月に至りまして清算に至ったものでございます。

詳細につきましては危機管理課のほうで取りまとめておりまして、環境推進課として説明できることは以上となっております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。土地は借地ですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。昨年の調査によりますと、所有者は世帯主の方の故人の持ち物ということで、その土地の処分につきましても相続財産管理人のほうで進めるというところまでは聞いております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。行政執行して、このものが保留になっているものというものはまだほかにあるんですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。先ほども申し上げましたけれども、ちょっと全体の取りまとめを危機管理課のほうでやっております、環境推進課のパー

トとしまして、その公費解体を請け負った、それに対して収入がはいってきたというものでございますので、ちょっと詳細は承知しないということでご理解ください。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。そうすると、この焼却、最初に解体の費用のところは、環境推進課の費用、予算から執行されているということによろしいんですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 内田議員のおっしゃるとおり、環境推進課のほうで昨年度予算を要求しまして執行したものでございます。

以上でございます。

○15番（内田 隆君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） 14番 山下委員。

○14番（山下 修君） その家屋というのは、火災保険とか、そういったものは入っていたんですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。貯金が2,000万ちょっとあったというところまで聞いておりまして、そこ、あと有価物があったかどうかということまでは、うちのほうで承知していないということでご理解ください。

以上でございます。

○14番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（倉部光世君） ご担当のほうに確認ください。

以上で、事前の質疑のほうを終わりますけれども、そのほかの質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、地球温暖化対策費というのはこちらでよかったんですか。

ちょっとここでお聞きしますが……

○分科会長（倉部光世君） ではページを。

○16番（横山隆一君） 55ページです。設置数の増加ということですが、この補助額というのは、これは菊川市独自のものですか。

それともう1点は、政府もこうした自然エネルギーというのは非常に今進めているわけですが、この国の補助金であるとか、交付税に関わるものとかの要するに増額というんですか、

そういったものというのは対象になっていないですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。自然エネルギーの要するに補助金につきましては、かなり長い間補助制度をやっております、補助については、今、他市を参考にした市の独自の金額ということで聞いております。

あと、国・県の補助であるとか交付税措置とか、そういった特定財源であるとか、後で国が補填があるとか、昔は国・県の補助金はあったようなんですけども、途中でなくなったと聞いておりますし、交付税の基準財政需要額に入る、そういったものではないということでも聞いております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

○16番（横山隆一君） 分かりました。

○分科会長（倉部光世君） その他質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

では、以上で、生活環境部の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで職員の入替えを行います。

ここで、10分ほど休憩を入れさせていただきます。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時18分

○分科会長（倉部光世君） では、休憩を閉じまして、続いて健康福祉部の審査を行います。

健康福祉部長、所管する課名等を述べてください。

○健康福祉部長（鈴木和則君） 健康福祉部長でございます。よろしくお願いいたします。

本日、健康福祉部の審査をお願いする課ですけれども、福祉課、それから、長寿介護課、2課になります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございました。

すみません。環境推進課長のほうから、先ほどの答弁の修正をお願いしたいということで、先をお願いしたいと思います。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。すみません。先ほどの審査の中で私の発言に誤りがありましたので、修正をお願いしたいと思います。

嶺田地区の火災の公費解体の件でございますが、公費解体の予算につきまして、私、補正ということで説明を申し上げましたが、緊急を要するということで、予備費にて予算を充用しまして執行しておりますので、補正で予算のご審議のほうはせずに予備費で対応をした、そういったことになりますので、先ほどの補正という説明から、予備費の充用にてということで変更をお願いいたします。

誤った発言しましたことにつきまして謹んでおわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。

皆さん、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） じゃ、ありがとうございます。

では、健康福祉部の審議を行います。

それでは、事前の質疑を出された方からお願いいたします。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。ワクチン接種のご対応ご苦労さまです。ありがとうございます。

ということで、3款1項2目です。タブレットのページの37ページになります。

質問内容としまして、対象者が増加した原因についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。福祉課長、お願いいたします。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長でございます。自立訓練サービスにつきましては、退院や入所施設からの対象、それから、特別支援学校からの卒業、継続した通院により症状が安定した方が、自立した日常生活を地域で営むことを目指しまして、必要な訓練や生活に関する相談などを行う支援で、期限付のサービスとなります。

ご質問の対象者の増加した原因についてですが、一つは、生活基盤の基礎を訓練する本サービスを利用したいという希望が増加したこと、また、もう一つの理由としては、今年度、しずおか未来カレッジという事業所が菊川市に開設されたことで、利用しやすい環境が整っ

たことが上げらえると考えます。

なお、しずおか未来カレッジの利用者は現在3名で、一般就労を目指した職業訓練などを行っております。

ちなみに、今年度の支給決定人数は、宿泊型を生活訓練と一体的に利用しておりますので、全体で9名となっております。昨年度の利用は5名でした。今後も相談支援専門員によるアセスメント、環境の調査などにより適正な給付に努めてまいります。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番、坪井です。受入体制が整ったというところと、生活基盤を受けることという方が、志す方が見えたということです。

あと、これですね、就労継続支援というのは最大3年間利用適期ということでしたっけ。すみません、勉強不足で。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 生活訓練、自立訓練サービスにつきましては3種類ございます。

内容としましては、機能訓練、体の機能が、例えば身体の、脳溢血とか、そういったことで訓練を必要とする状況になった方、これにつきましては、2年を基本、1年を基本とするんですけど、2年までで。

あとは、生活訓練と宿泊型自立訓練、こちらにつきましては一体的に行う方、それとも別々にお使いになる方もいらっしゃるんですが、基本的には最大2年間の、そして、状況に応じてもう1年間の利用が可能となっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 最大3年というくりなんですけど、大体の方は社会復帰できるレベルに達せられるでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 身体の方ですと、今年度からは普通の障害者の施設のほうで、就労日型をお使いになってだんだんに卒業していくというか、もう少し頑張ればということで違うサービスに移ったり、あるいは状況が改善すれば一般就労を目指すというようなことに皆さん頑張っていってほしいです。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑はございませんか。関連の質疑ござ

いますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、そのほかであれば。16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番、横山ですが、別のところでいいですか。

○分科会長（倉部光世君） はい。

○16番（横山隆一君） 次のページのところの障害児通所支援費ですが、ここの補正理由の説明をもう少し具体的にしていきたいと思いますと思うんですが、報酬改定及び改定に併せた各事業所の体制変更がされたということですが、どのようにされたかということと。

モニタリング回数が増加したことに伴い云々で増額するということですが、この辺のことを、モニタリング回数を50件から191件になっているというようなことも含めて、この状況をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 障害児通所支援のところの計画相談、障害児計画相談の内容かと思いますが、こちらのサービスにつきましては、今年度からの報酬改定の中で、支援体制、地域で皆さんが生活する上で障害を持ちの方については、どう支える方がいらっしゃるかということが重要ということになってきます。

そういうような考え方がありますので、今回の報酬改定に伴って、今までの支援体制を、そういう技術を持った方を多く配置するとか、人数体制が段階的にどういう形であるということによって報酬改定がされました。

それに伴って、なかなか相談支援というのが稼げる事業ではないというような状況もありましたが、しっかり手当てをすることによって、きちんと事業費が皆さんのところに、事業所のほうに入るといったようなことになってきましたので、それに伴って、今までは状況調査を確認して、それだけで終わったものが、本当にその事業費につながるような状況になりまして、モニタリングのようなものをしていても、モニタリングの費用に入らなかったものがきちんとつながったことによって、こういった件数の増とかというものにつながっております。

○16番（横山隆一君） そうですか。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） おおむね了解です。

○分科会長（倉部光世君） 関連でございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） なければ、そのほか質疑ございますか。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 補正の概要のほうにちょっと載ってんですけども、介護給付費が560万ほど……

○分科会長（倉部光世君） ページとか、ページで。

○14番（山下 修君） 説明資料の37ページ。タブレットで39ページ。介護給付なんですけれども、居宅介護を推進しているわけですよね、今。それでも予定してたというよりも増えているというのは、ある程度居宅介護、どのくらいのパーセントがしていただきたいとかという、ある程度こういう目標みたいなものがあるんでしょうか。

そして、増えたということは、逆に長寿介護課としては、これはよろしいことなのか、目標に沿っているのかどうかというような形になるかと思うんですけど、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。こちらの居宅介護のほうにつきましては、前年の平均値等も取りながら人数を決めているんですが、その利用者の、どちらかというと人数というよりは、重度化が進みまして、重度化すると対応する金額が上がる、お支払いする金額が上がっていつている、軽い方よりも重度の方のほうがお支払いする金額が上がるというようなことがありまして、こちらの利用者の平均をご覧くださいますと、30人、月当たりどのぐらいのことで見ていたものが33.6人といって、それほどお使いになる方が増えているということではなくて、むしろ重度の方が地域の中でお住まいということが増えているというようなことかと思っております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番、大きめの声でお願いします。

○14番（山下 修君） これ割り返してやると大分この変更によって1人当たりの金額が上がっていると、すごく上がっているんですね。というふうなんですよね。分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） そのほか質疑ございますか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、健康福祉部の審査を以上で終わりたいと思い

ます。お忙しい中、ありがとうございました。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○分科会長（倉部光世君） では、続いて、こども未来部の審査を行います。

竹田こども未来部長、所管する課名等を述べてください。竹田こども未来部長。

○こども未来部長（竹田安寛君） こども未来部長です。補正の第5号の審査ということでよろしく願いをいたします。

本日ご審議いただく課は、こども政策課、子育て応援課の2課となります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございました。

それでは、事前質疑を出されました委員から質疑のほうをお願いしたいと思います。

一番最初、15番 内田委員、お願いします。

○15番（内田 隆君） 事前質問をお願いします。タブレットの46番、ページ数が48になりますけど、今回、障害保育事業の補助金とそれと保育対策総合支援事業補助金が、それぞれ園が増えたことによって予算を組まれていると思うんですが、これ、結構、決算のところでも当初と大分違う数が動いているもので、当初組むときに、この事業で補助金を受けるといものをどんな形で把握をしながら予算化をされてきていたのかをお伺いしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

内田議員からの利用園の予測をどのようにしているのかについてですが、計上させていただきました二つの補助金のうち、障害児保育事業補助金は、障害児を専門に保育する職員を加配し、障害児の保育事業を行う市内民間保育所に対し、補助金の交付を行う事業です。

もう一つの保育対策総合支援事業費補助金は、保育士の負担を軽減し、就業継続及び離職防止を図るため、園内の消毒、清掃、給食の配膳、片づけ、児童の園外活動等の見守りなどの保育に関わる周辺業務を行う保育支援者を雇用する市内の民間事業保育所に対し補助金の交付を行う事業でございます。

当初予算の積算においては、来年度の園児数等の園の体制が定まっていないため、過去の

交付実績や在籍する園児や職員数などを参考に補助金申請する利用園を予測して計上しております。

今回の補正予算計上においては、本年度の児童数や職員数が確定した本年6月に各保育所を対象に各種補助金を所要額調査を実施する中で、当初予算額を超える補助金の申請分がありました。

具体的には、今回、要綱改正を行ったことにより、令和3年度事業から適用になった障害児保育事業補助金は、保育所が6園から10園に増加、保育対策総合支援事業費補助金は新規に活動項目として追加した児童の園外活動時の見守り活動に対する、取り組む保育所がゼロ園から2園に増加いたしました。

補助事業の目的や実施の効果を考え、補正予算の計上を行っております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

交付実績から概要を見るのはいいんですけど、要綱を変えたですね、実際。今までは3人か4人に対して1人いないと補助金くれないよというのを、このたび1対1でくれているんで、ただ、それって予算を組むときには、本来、そのところも見込んで、当然、1人しかいない保育園じゃなくて、今、3人に満たないところについても、当然、出てくることって予測、予測っておかしいけど、要綱変えてまで出てきて、10園とあと、残っているの何園あるの、よく分からんぐらいほとんどの園が対象になったということだと思います。

そうすると、本来ですと予算を組むときに要綱が固まっていて、当然、そういうのに見合う形のものが今の現状の中にあって、そうすると、それに基づいて概算要求をしていくという過程だと思いますけど、そこは違うんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

確かに、今、議員がおっしゃられたように、その点はあると思います。ただ、障害児とか、あと園の体制、保育士さんがどのぐらい確保できるかということもちょっと分からなかったものですから、そこら辺がちょっと、今回、補正の対象になったものでございます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

園に対して、この要綱を変えるということで、これも聞いてきたんですけど、実際、ほかのことを要望されたもので、本当に1対1の障害児の前に出しながら、一人でも入れれば支援をしていくというような形になったと。

でも、それをやれば、今まで二人しかいなかったのに、二人しかいないから支援はすることができなかったというものに対しての支援が出てくるということが、通常、ある得ると思うのだけど、ちょっと予算を組むときにもう少し、要綱以外のことは推測でしかできないんですけど、要綱を変えていけば、当然、それに対して該当というのが変わってくることは分かるというふうに僕は理解するもので、そうすると、あまりにも前回同様みたいな予算の組立てになって変かなと思っているんですけど、そこは違うですか。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

おっしゃるように、そのことも一理あると思います。これからは、そういうことも加味しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○15番（内田 隆君） いいです。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

関連が。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。関連でお伺いしたいんですけども、今、障害児専門の保育士加配のために補助金を出されたと伺ったんですけども、計算すると1園当たり60万円の増額になっていると思うんですが、障害児保育事業補助金に関しまして、これは、新しく雇用が増えたということなのか、特別手当を支給されているということなのか、事業についてお伺いできればと思います。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

今回、今まで保育児、障害児3名に対して1名の専用の保育士に対して保育士1人当たり7万3,000円の補助金を、7万3,200円の補助金を出させていただきました。

今回、改正により、今、内田議員もおっしゃられましたけども、障害児1人、2人、1人または2人に対して1人の専用保育士を配置するための経費として、1番と2番で少ないほうという要綱はあるんですけども、専用保育員1人に対して月額7万4,600円、市長が認めた障害児童を保育する場合には1人当たり4万9,700円を限度とし、また、非常勤の保育士さん

は、1人工というか、正職と違って5時間とか4時間とか短い間勤務する方もいらっしゃるしますので、そういう場合には、常勤の換算値を掛けて計算をします。その単価か、もしくは、その保育士さんの基本月給の2分の1、どちらか少ないほうを補助金として申請をしております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。

ということは、特に雇用する人数が増えたというわけではなくて、手当の料金が増えたということでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

ですので、その保育士さんのほうをもし園のほうで専用で雇用をした場合には、専用の保育士と保育士さんが増えたということになるかと思えます。

そこに、もともといる方が専用に障害児さんの保育をすれば、その手当が増えたということなので、園によっては違うと思えます。

○文科会長（倉部光世君） 答弁終わりました。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） すみません。そしたら、人数が増えているかどうかというのは、民間の保育園なので、特にこども政策課では把握されていないということですか。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

ここにちょっと、今、資料がないんですけども、園のほうから誰々先生、この人だという人数は頂いておりますので、資料を見れば、増えたか、増えていないかというのは園で分かります。

○2番（須藤有紀君） 分かりました。ありがとうございます。

○文科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。関連なければ、次の質疑に移りたいと思います。

2番目は、12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 内田委員のも一緒に読ませていただきます。

○15番（内田 隆君） はい、お願いします。

○12番（鈴木直博君） 10款4項1目幼稚園管理費、こどもおおぞら、それで、説明資料の

ページが109です。1として、送電線修繕となっているんですが、これは、どのような修繕、送電線という鉄塔を、大きな鉄塔の修繕をされるのかということ。

それから、2番目として、雨漏り送電線修繕料の内容はということで教えていただきたいと思います。お願いします。

○文科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

内田議員からの雨漏り送電線修理費の内容と鈴木議員からの送電線修繕とはどのようなものかについてですが、まず、雨漏り修繕の内容ですが、小笠北幼稚園園舎の雨漏りに関する屋根と天井板の修理となります。

昭和52年の建築の小笠北幼稚園園舎は老朽化が進んでおり、現在、保育室、給食室及び遊戯室等で雨漏りが発生しています。

今回の修繕の内容ですが、特に雨漏りがひどい箇所、屋根の防水シートの張りつけ及びもう雨漏り跡が残っている天井板の張り替えの2件になります。

次に、送電線の修理の内容についてですが、小笠北幼稚園の園舎西側の送電線に木の枝葉が接触したことにより、送電線が損傷し、エアコン等の電力供給に支障があることに伴う修繕費となります。

今年7月に送電線が損傷し、現在は、中古のケーブル等を用いた応急処置がされておりますが、中古のケーブル等のため耐久性に欠ける。また、配線もちょっと仮止めのため、今回、本設の工事が必要となるため、修繕費の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○文科会長（倉部光世君） 答弁終わりました。再質疑、12番、お願いします。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。

送電線ではなく、配電線ですか。そうじゃない。送電線というと、何十メートルも高い鉄塔にかかっている電線というのが、それを送電線と言いますよね。それで、配電線というのは、電信柱、この辺で、そういうところにかかっている電線を配電線と言うんです。配電線のほうか。

○5番（坪井仲治君） ちょっと私、電気つくっていたほうで、運ぶ方はやっていないですけど、送電線というのは、ここだと7万から50万鉄塔があるやつを、それを送電線とます。そこから電圧を落として、電柱、柱ありますよね、そこで6,000ぐらいに落ちるんです。それを正確には配電線というんです。

配電線から多分、キュービクルへ落ちるんです、幼稚園の場合。キュービクルへ落ちて、そこから引込線というふうになりますので、だから、キュービクルから引込線は、その事業者の責任で、電柱とかにそっちは中電のほうの、こちらで管轄、中電のほうが枝切ったりしますけど。

その、今、もともとの原因、もう一度。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

園舎にある受電盤のところから出ている線のことです。その場合、送電線って……。

○5番（坪井仲治君） それは引込線。

○こども政策課長（西川多摩美君） じゃあ、引込線。

○5番（坪井仲治君） 動力線とかなんか、引込線とかそういう表現です。ただ、それは、キャピタイヤケーブルと言って、多分、裸の線じゃなんです。銅線に被覆がかぶっているやつだと思うんですけど、だから、それはネズミがかじったりなんかしないことには、その電線があるからと変える必要は出てこないですけれども、枝とかなんとか、ちょっとよく分からないですけど、状況。

ただ、枝がこすれて被覆がはがれたとか、そういう状況があるかもしれません。表現は、引込線というか。引込線から中ですから、園内配電線、園内の配電線みたいな感じ、そういう表現ですかね、多分。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

すみませんでした。ちょっと送電線とか配電線の区別がつかずに申し訳ございませんでした。

見積もりを取ったときには、「送電線」と書いてあったものですから、うのみにしてしまいました。申し訳ございません。

〔「見積もりを出した業者が悪い」と呼ぶ者あり〕

〔「そうです、そうです、そこに問題が」と呼ぶ者あり〕

〔「園内の配電線、もしくは引込線」と呼ぶ者あり〕

〔「キュービクルまでは引込線というんです。園内のは、園内の配電線とかですか」と呼ぶ者あり〕

○12番（鈴木直博君） 正しいですね、園内の配電線という言葉。つまらないこと聞いて

申し訳ありませんでした。私のほうは以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

送電線じゃなくて何だ、配電線。植物、木が当たったと言って説明を受けたと思うんだけど、そのことというのは、何か対処をされているんですか。

要するに、ケーブルが触れていて、そこで接触が起きて、そこに故障が起きているということが分かった。要するに、この原因になったものが、木が触れていたということだと思うんですけど、その対処はどうされているんですか。

○分科会長（倉部光世君） こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

ですが、ケーブル引くほうを下のほうに、フェンス越しに木が当たらないように配線をしてもらうようにお願いを……。

○15番（内田 隆君） 木を切るんじゃないですか。

○こども政策課長（西川多摩美君） 木はたくさんある。結構たくさん茂っているので、それだったら、業者の方が下のほうにフェンス越しに配電したほうが良いという案をいただいたので、今はそうしようと思っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。

○15番（内田 隆君） 結構です。

○分科会長（倉部光世君） では、3番目の、こちら内田委員、15番 内田委員、お願いします。

○15番（内田 隆君） こども園の管理費のところで、お金の金額、金額的には14万1,000円と小さいお金なんですけど、ここはもともと、まだ5年ぐらいしかたっていないもので、なぜ修繕があって、その修繕が業者側に起因するなら、そっち側で直しゃいいじゃないかというふうに思っているもので、なので、どういうことで、この修繕がかかっているのかを教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

内田議員からの修繕費14万1,000円の内容についてですが、おおぞら認定こども園の駐車場止めと浄化槽水位調整ポンプの2つの修繕となります。

まず、駐車場止めの修繕についてですが、現在、一段下の駐車場の街灯を守るためのアーチ形の車止めが損傷しており、園児の送迎時に保護者の車両走行や歩行に支障があるため、修繕を行うものです。

次に、浄化槽水位調整ポンプの修繕についてですが、2台あるポンプのうち、1台が故障し漏電を起こしたため、今、残り1台のみで稼働をしておりますが、このポンプまで故障してしまうと浄化槽の水位の調整ができなくなることで汚水の逆流等が起り、園の運営に支障が出てしまうため、修理を行うために補正を上げさせていただきました。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁終わりました。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

外側のやつは、設計がこれでよかったかどうかというのは分からないんですけど、その浄化槽のポンプの修繕というのが、もう耐用年数が来ているということでもいいんですか。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

すみません。耐用年数がそこまで来ているかというのは、すみません、ちょっと、今の段階では分かりかねるんですが。

○15番（内田 隆君） 要は5年くらいでもう潰れるものなのかどうかということなんですけど、5年もないよね、まだ。

〔「26でしょう」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） 6年目か。

〔「7年目」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） とにかく、そのぐらいで潰れるものなのかどうか。

○分科会長（倉部光世君） 定期点検とかで見つかったのか、故障の原因とかは聞いているんでしょうか。こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

すみません、ちょっと原因のほうについては、ちょっと今の段階で分かりかねます。

○分科会長（倉部光世君） 直してみないと分かんないですか。

○こども政策課長（西川多摩美君） そうですね、すみません。

○分科会長（倉部光世君） 定期点検とかで見つかったというよりは、調子が悪くなって見つかったということですか。

おおぞら認定こども園統括園長。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） おおぞら認定こども園園長です。

点検のときに業者さんが見つけていただき、それで、今回の修繕に至りました。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 修繕してみないと原因が分からないということですね。原因は、修繕してみないと分からないんですね。完了している、していない。解体工事のほうで完了。その関連とか。

〔「緊急性は高いよな」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 緊急性は高いですね、浄化槽に関しては。

〔「使えなくなっちゃったら、困るもんね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 関連、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 以上で、事前質疑は終了いたします。それ以外の質疑をお受けいたします。

〔「時間はございますか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 時間はたっぷりございますが。みなさん、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） では、以上で、こども未来部の審査を終了いたします。

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員間相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

何点か本日出ておりますけれども、皆さん、気になったポイントとか改善したほうがいいと思われるポイントがありましたら、お願いいたします。

16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。

今回の補正をざっと目を通したんですが、一番大きな課題というのは、公共施設の要するに老朽化に伴う補正が施設であったり備品であったり、非常に多いわけです。

こういったことが言ってみれば繰り返されると、予算そのものの在り方そのものも問われ

てくる問題で、やはり私は以前から申し上げているとおり、やっぱり計画性を持って予算化していくというのは非常に重要なことで、今の浄化槽もそうですけど、緊急性が高いとなると専決を起こしたり、すぐに対応しなきゃいけないわけですが、事前に分かるところに対しては、やっぱり計画的に進める必要があるというのは、これ全課に通ずる問題なんです。

こうしたことをやっぱり徹底をしていただくということが非常に重要だと思いますので、その辺で気づいたことを皆さん方あればおっしゃっていただいて、行政のほうへ、執行部のほうに伝えていくということが非常に重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 今、横山委員のほうから施設の管理の在り方、計画的に行っていく必要性等についてということでご意見が出ました。ご意見のある委員、ございましたら、お願いいたします。

施設及び備品、その他いろいろあるかと思いますが、この間、東委員の一般質問にもありましたけれども、遊具ですとかいろんなものがやはりちょっと計画的ではないなというところが感じられるものが多いかと思いますが、ご意見ある方、お願いします。

いろいろな備品とか細かいものがたくさんありますので、全部が全部というと難しいのかもしれませんが、築年数等々鑑みながらチェックと管理をしていく仕組みづくりをすることは不可能ではないのかなと思われまふ。今は何か、その場、行き当たりばったりなところが少しありますので。

5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 坪井です。

保全に関しては、基本的には事後保全というのを、予防保全ではなくて事後保全というのを中心に、多分、やっていると思うんです、こちらはですね。企業なんかですと、予防保全が、何も起きないようにするというのは予防保全定期的やるというのは必要なんですけど、事後保全形式を取っている以上は、期間、期の途中で補正かかって費用発生することは多々あると思いますので、その辺はちょっと大目というとおかしいですけど、憂慮されたほうがいいと思いますけど、我々も。意味は分かります。

○分科会長（倉部光世君） 坪井委員からは、そういうご意見が出ておりますが、そのほかの方、いかがですか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。

小学校の管理費に関して、やっぱりかぶるとか、今後、非常にお金がかかってくるんじゃないかと思ひまして、横山議員がおっしゃったように、計画的な修繕のための何か考える必

要があるのではないかなと感じました。

特に帯域保障でも満足に通信環境が整備されていないので、今回、補正が出ているということで、235万出ているということで、通信環境自体にもこれだけお金がかかってきていますし、もし今後、5年、10年たつて、タブレット自体が古くなってきて入替えが発生したときには、莫大な量のお金がかかると思いますので、そこもちょっと考え方を整理していただけたらなと感じました。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 全買換えと今回壊れるのは、自宅に持ち帰りをして、子どもたちがどれぐらいそれが対応できるかというところで、ちょっと予想よりちょっと壊れることが多いと聞いておりますけれども、全体的に考えた方がいいですね。

5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番です。

これ、一斉導入しましたので、一斉のリプレースが必要になってきます。その時期が多分5年、最短で5年ぐらいです。壊れずとも換える必要は出てくるはずなんです。だから、その辺りをしっかり今のうちから考えていった方がいいと思いますけど、その辺り。

○分科会長（倉部光世君） それは、多分、国のほうでも考えていっていただかないと、一気にやっていることですので、順番ではありませんので、その辺はぜひ考えていただきたいかと思っておりますけれども、通信料に関しては、やはり急にタブレットを入れて、そちらまで整える時間とお金もなかったというところもあるかとは思いますが、今、少しずつ増やしながら検証していくということになっておりますが、どうでしょうか。

ほか、他市だと全部L Tでやっているというところも。

〔「L P」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） L T、普通のW i－F i入れないで今のところやっていますとか、菊川市は、早くから整備してあったのでこれぐらいで済んでいるんですけど、もう、その整備とタブレットを入れることを両方やらなきゃいけない市のほうが多分多かったと思うんです。

その整備が無線L A Nの整備ができていないところもちょっとあると聞きまして、そのデータ量がすごく増えてしまって、どうしようというのを、ちょっとちらっとほかの市の方から伺いましたけれども。

もう、どのぐらい一斉に使ってどうなるかがなかなか。専門家が見れば分かるのか、その

辺、私たちもちょっと分からないですけど。せつかくあるのに動かないんじゃ、これも駄目ですし、その辺の通信のお金というのは本当に、自分たちもそうですけど、かなりのお金がかかります、Wi-Fi導入とか。その辺も本来ちょっと見越しながら予算も立てていただかなきゃいけなかったのかなとは思いますが。何か徐々にというお話ですので、来年度きっちりしたものを出していただければいいと思いますけど、皆さん、ほかにご意見ありませんか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。

先ほども関連したことなんですが、補正が出されていつも感じるのが、制度変更とかによってやられたものについては、想定される予定内のやっぱり予算対応が必要になることもあると思うんですが、今日の審査を見ても、正直言うと、想定が甘いです。その辺をちょっと感じたんですけど。

いずれにしても、私たちが予算審査をするに当たって、やっぱり精度の高い予算を組んでもらわないと緊急性の高いことが出てくると、どっか必ず予算措置をしなきゃいけないわけで、じゃあ、どこからどうするんだという、方法としては、予備費であったり、流用したり、あるいは借入れをしたり、基金の取崩しとかそういう対応しかできないわけなんで、正直言うと、ちょっと想定というか予算編成というんですか、ちょっと甘いなということを感じたんですけど。

どうなんですか、本来は当初予算が百九十何億のやつが、決算で、今回はもうコロナがあるんで250億とかという恐らく最終決算になるんでしょうけど、なっちはいるし、今後もしそういったことあると思うんですが、やはり精度の高い予算編成で決算になるというのが一番重要なところですので、その辺はやっぱりもう少し精度の高い予算編成をしてもらいなというふうなのは実感です。

○分科会長（倉部光世君） そのほかの方からご意見ありますか。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 学校要望をいろいろ、多分、行政と打ち合わせてやるんでしょうけれども、五つ、六つ要望があれば、そのうち三つですよ頭から絞られる現状で、やはり1年スタートしてみたら、ほら、あそこを見てみてごらんと、ないからこういうことになるんじゃないかと、こういうふうに言いたい部分って現場からすると多分あるんじゃないのかなというような気もするんです。

という意味では、やっぱりある程度の老朽化が進んできた時点においては、予備費とかそういったものを何%とかというような形でしっかり取って、款項内での同じ部分にある

ならば、ある程度現場で判断して、一々議会で採決して補正を認めてという部分じゃない部分を何か有効に使えたらなと、そういう部分、今、金額にもある程度、小さい市という部分では認めていかなくちやいけないんじゃないかなという気はします。

そうでないと、対応が遅れて現場は不便を来しているだけだというような状況があるんじゃないかなと、そこら辺を危惧する。ですが、予備費というものをもう少し柔軟に利用できるような形もつくっていったほうがいいんじゃないのかなと、こんなふうに思います。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） そのほかの方、ご意見いかがですか。12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。

精度を高めて、当初予算で計上をしようということになると、安全を見てというか、プラス・マイナスというのは両方やったりあるんですけど、困るというのは予算を立てないで何か必要になったという、そういう場合に、何で当初予算を立てなかったんだということを責められるほうがちょっと何か大きいような気がするし、それを反対に、反対といいますか、許していくとというか、そうすると当初予算はどんどん増えていくというそういう危険といいますか、そんなことも考えられますので、補正でやるか、今、山下さん言われたように予備費というそういうことを使ってやっていくかという、そういうこともいいんじゃないかなというふうに思います。

以上でござす。

○分科会長（倉部光世君） 給食センターで施設の台帳がなかったと、設備台帳なかったと、先ほどちらっと伺いまして、それはちょっと大きな。

〔「普通財産は必ずある……」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） しかも委託でやはり出しているところから、全く、それないのもちょっと問題だったのかなとは思いましたがけれども、皆さん、ほか。

〔市の財産も固定資産がないんです、きっと。そんなことないですか〕

と呼ぶ者あり〕

〔「ありますよ」と呼ぶ者あり〕

〔「台帳から……」と呼ぶ者あり〕

〔「台帳は必要ですね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

やっぱり当初予算を組むときにちゃんとしたことをやっておかないと、どうしても、前年と似たような数字を出しておけば、あと補正予算で修正すればいいという話でも、やっぱりそのときに予算膨らんででもその中でやっていくんだという姿勢が出てこない、なかなか補正ありきの仕事はどうしても出てくるんじゃないかなというふうに思いますけど。

関口関口さんの話も確かに、途中から出てきたなら途中から出てきたで、来年度予算案の中に入れるべきであってね、やっぱり、これ逆に言うと、当初予算が物すごいシーリングかけられちゃって、横に出ちゃったものはもう取りあえず何か言われそうもないやつは外しておげとけという、それで中に入れておくという。

そうすると、何かその分って必ずどっかで1年の間には出さざるを得なくなってくるというのを補正予算で、今度は仕方がないから急遽故障したような、急遽出たような説明をしてくるんで、やっぱりそのところのことを変えていかないと、やはり、補正は本当の事例が発生したときに補正を組むんだよという、やっぱりその姿勢というのは、これから求めておかないと、当初予算が非常に曖昧なものの中でやられていくというようになるんじゃないかなと思いますけど。

僕はあまり数字変えるの好きじゃないので、何かあったらというけれど、やっぱりそこは完全に詰められなくてもある程度は詰められるという、そこをやっぱりこれからはもうちょっとやっていってほしいなと思います。

〔「重みがある……」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 何か、この話、毎回出ているような気もしなくもなく、結構、学校のものとか、後から、後からと出てくるものが多いのがここ何年も続いて、内田委員がいつも「それは駄目」というご意見を出してくださると思うんですが、なかなか改善されていかないので、ぜひ、議会からしっかりと意見をお伝えしていきたいと思いますが、ほかに。

これ、今、横山委員がおっしゃった以外でも何かお気づきの点があれば、時間がまだありますので、どうぞ。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

過年度償却というのが予備費でやられたもので、補正予算の中では説明されていない。分らないかもしれませんが言われたら困るもので、やっぱり、本来だったら必ず補正予算出てきて、ちょっと本来だと昨年のうちに請求をかけると、逆に言うとどっかへ入ってくる予定の中に予算化されるんじゃないかなというふうに思うものが、要するに債務をかけたみた

いな形で。

だけど、あまりそれも見たこともないし、やっぱりこういうお金が動くんだよということをもう少し丁寧に説明していったほうがよかったなというふうに思いますけど。事例があったということだけぐらいしか分からなくて、例えば、今、管財人のところで配分があったものということであるなら、今、そういうものが何件か出して、これは入る可能性があるんだよというものがどっかの財産台帳の中で初めて見せられるのかなにかちょっと分からないですけど。

急遽、何だか分からないお金がぽこっと入ってきたり、出ることはそのときに予算審議しちゃえば出ちゃうんですけど、それがまた戻ってくるというのがあれば、やっぱりそれはそれなりに言っておく、言われていないと請求しなくなっちゃう人が出てきたりするもので。

〔「仮に項目だけ取っておいてゼロで、そういう対応をするなら、金額が、全然、推定もつかんという形でしょうから。項目だけはゼロで取っておいて、いずれ半年後には入っていますよという」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） そういう入るお金が出るかどうか分からなかったから出せなかったとか、ですので、ちょっと分からないですけど。

普通で行けば戻ってきそうな感じが……。

○15番（内田 隆君） 法的根拠があるかどうか分からんけど、管財人のところとの協定が済んでいたということであれば、例え1,000円でも戻ってくる可能性は、もうその時点で発生していたと思うんだよ、当初予算のときに……。

○分科会長（倉部光世君） ほかにご意見ございませんか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 今回、坪井君が一般質問で、開発におけるエネルギー施設のほうの条例の、何だっけ、詳しくは忘れたんだけど、あれに関連したことがちょっと気になったのは、自然エネルギーの導入における補助金というのは菊川市で、さっき独自でつくっているって言っていた。

以前はこれ、たしかあったんです。以前って、どれぐらい前だかにあったんです。国のカーボンニュートラルであるとか脱炭素社会の構築だとかと言いながら、掛川あたりなんかではかなり強力に進めているわけですが、国の補助金が入っていないというと、私は政権与党の自民党さんじゃないんですが、もうちょっとこの辺のところ対処した施策にしろと私は感じたんです。

1キロ当たり8,000円であるとか、蓄電池の場合がが幾らとかって決められてはいるんだけ

ど、それはちょっと私、政府の進め方の中では、これに交付税措置であるとか補助金の対象になっていないというのはちょっと問題だと思うんですが、どうですか。討論じゃなくて……、ならない話かもしれないですが、ちょっと私は考え直す一件だと思うんですがどうですか。

今回、条例制定に向けて、市も対応するということなので、そういうこともちゃんと整理をして進めるべきだと私は思います。

○分科会長（倉部光世君） 前は何か、県とかから。

○ 番（ 君） 補助金とかもあるにはあるんだろうけどね。

○ 番（ 君） 屋根に乗っけるやつ。

○ 番（ 君） 家屋、（ゼッチ）とかいろいろ。

○ 番（ 君） 以前は確かあったね。

○ 番（ 君） 出てこないという事はないのかもしれないけどね。

○ 番（ 君） 県は県で、別で請求するんだったかな。

○ 番（ 君） 県の制度であっても、市を通じて教えてもらうはずなんで、むしろ国みたいな。

○分科会長（倉部光世君） ぜひ、次の討論会の折には。（笑声）

○ 番（ 君） 答えようがないと思うんだけど、自民党の皆さん、どうですか。

○ 番（ 君） それぞれ補助金を設定していますけど、ただ賦課金というのが今、大きく取り立てられて、それでフィット制度があって、フィットというのは今後変わるんですが、皆さんの賦課金を下げるといふ。今、毎月1,000円ぐらい賦課金を取られているはずなんです。

それと、最後ということで、買取りのフィットは終わっちゃって、その後変動制で入札をしていたりしてます。

抑制しているわけじゃないんですけど、当然推進はしているわけなんです。

○ 番（ 君） この間ちょっと、太陽光発電の業者にちらっと聞いたら、やっぱりフィットはこれで終わりになる。そうすると、売電とか何とかというのに国が関与するとか何とかって、そこら辺ちょっとよく分からないんだけど、最近多いのはやっぱり、工場なら工場で、その敷地の中に太陽光を設置して、自社消費に回す。そこに補助金がつくとかというのはいくらでもあります。

だから、太陽光発電業者が土地を借りて発電して、それで地元の中電さんとか何とかに買

い取ってもらなり売るっていう、そういう形態のものが減ってくるというようなことを言っていた。

今、やっているのも、昔フィットで買取り価格が決まっていて、着工していないみたいな、延び延びになっているところをやっているところをやっているみたいな状況で、新しく今まで見たいに太陽光発電が一般の土地にぼんぼん増えるというのはないんじゃないか。

市役所なんかも、公共施設の屋根とか、そういったほうに補助を出す。自家消費だというような感覚なもので、そういう方向に変わる。

○分科会長（倉部光世君） 一応、省エネ補助金、再エネ補助金、CO₂削減補助金の概算要求が、経産省、環境省、国交省から出ているとなっていますので、何かしらは出てくるんだと思います。

○ 番（ 君） そこ、国のほうからあるんでしょう。

○分科会長（倉部光世君） 4年の概算要求で出ています。細かいことは書いてない。

○ 番（ 君） 菊川の中での補助金の中の財源には入っていない。それはおかしいな。

○分科会長（倉部光世君） あくまで、下りてくるじゃなくて……。

○ 番（ 君） 10キロ未満の話ですよ。10キロ未満は、国と多分関係なしでやっております。10キロを超える大きいやつです。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） ちょっと余談になるかもしれませんが、この前ギャラリーの話の中で、民間施設事業者が売電したときに掛川の電力会社に売って不公平じゃないかという疑義がありましたが、それは掛川が独自にやっていることなんでいいと思うんですが、電気の売上げに関しては、当然売上げとして組合としても計上してくるでしょうし、それが掛川に有利になるという話はないと思うんでそれはいいと思うんですが、そうしたギャラリーの話というのは、この中では予算としては5億ですか……ちょっとそこ覚えていない、出ているわけですが、その話がこの委員会の中では出ないんです。

私、組合の運営そのものについては、やはり組合で責任を持って審議をしていくべきだというのは分かるんですが、言うなれば、経過がちょっとはっきり分からないですけど、例えば今言うように5億とかって分かるなら、抛出されていることそのものに対して審議がされないというのが私はちょっと問題だと思っているんですが、一組はいろんな目的を持ってやられているわけですが、実際、そのお金がどう使われるかというところの範囲は、組合で責任を持ってやるべきですが、出すことそのものに対しての協議というのはほとんどされ

ないんです。致し方ない部分もあろうかと思いますが、私はそういったことも焦点を当てていくべきだというふうに思いますが、皆さんどうお考えでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 補正直ないんですが。

○ 番（ 君） 出すこと自体というのは、お金出さなくても処理できるんじゃないかという思いを含めてですね。

○ 番（ 君） 一般会計の中でざっと見ただけでも10億円をちょっと切るぐらいのお金が出されている。

このお金が決して……有効に使われればいいわけですが、もう言ってみれば向こう合わせで出されたものを、言われた金額を出すしかないという状況になるわけです。

ですから、例えばギャラリーなんか特にそうなんですが、掛川市の持つ財政力であったり、菊川市の財政力があるわけですが、その辺のことがやっぱり加味されないというんですか、その中で出さざるを得ない状況であるわけです。

だから、その辺は市長の考えとかそういったこともあろうかと思うんですが、私はその辺のこともやっぱり焦点を当てるべきだと考えているんです。内田さんなんかは、長い経験の中でどうなんですか。

○分科会長（倉部光世君） 15番。いかがですか。

○15番（内田 隆君） 直接的には、一部事務組合に議会があって、その中で審議をするという、本来だと、運営そのものの審議がなかなか難しいところだけど、もっとその躯体に係るような問題についてはどこでどういうふうにやるかというのが、一部事務組合の場合、その事業所があるところがある程度の絵を描いている。それに沿って進めているのが現実の話なもので。

例えば、うちの場合については、東遠学園とか聖苑については、ここが責任を持ったという形をつくって「これでいいですか」という話をするんですけど、これでいいですかと言ったときに、あと議会がどうするのかということのルールがないんです。それぞれの単独の議会が。

そうすると、もう自然と決まってしまうもので、あとは負担金を納めるだけという。ちょっと本当に、どこで加味したらいいのかというのは僕らもよく分からないんですけど、今回ギャラリーがああなったし、その前のギャラリー、一部事務組合をつくる時にはいろんな議論が出てくるんですけど、あとこの前のキルン式を導入するときの話なんかというのも、それほど議会の人たちもワーワーやったというような記録もないみたいなもので、それじゃ

あ行政の中でどこでやったかという、行政の中でもあまり、そのとき総務課にいただけんですが、あまり説明はなかったような感じがして、結局は決まったことにどんどん賛同していったみたいな形になってしまっていることは事実だと思いますけどね。

○分科会長（倉部光世君） 16番、お願いします。

○16番（横山隆一君） ちょっと関連でいいですか。ギャラリーの話になったんで申し上げますが、私は当時議運もやっていて、掛川市がやっぱり主になって今の焼却方式であるというのは提案をしてきたのは、やっぱり掛川が主になってやってきたんです。

キルン式に関しても、当時の榛村市長が非常に前衛的な考え方を持たれている方で、22世紀の丘構想でつくった中で、当時でも焼却施設の15%程度しかキルン式というのは導入がなかったんです。ところが、これまでの昇降式と違って、非常にメリットが多いということで話があったんですけど、我々としても審査をするのについても、何ら問題があるとは思わなかった。

ところが、問題が大きかったというのは、業者が特定されちゃったということなんです。普通の何とか方式、あの方式ですと参入業者というか、取扱い業者もたくさんあったんですが、キルン式というのは極めて特殊な燃焼方式だったんです。そういうことで、メリットももろもろあって決めたんですが、やはり今回のリプレイスもそうなんですが、満水地区と掛川市の環境推進部会、そこは大きくは書いてあるわけですが、もう主導権を持って進めるのは掛川市だったんです。それが決まってきてから、ほかの選択肢を言ってもなかなか、我々もそういう知識もなかったし、意見を言う場もなかったというのが実情だったんです。

今回も、ほとんど同様の進め方をされてきている。ですから、議会というか参加議員も含めて研究していく必要があるんだということは感じています。今後の動向はどうなるんでしょうか、分かりませんが。危機感を持っています。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。補正にはちょっと関係なくなっていますが、この機会なのでご意見あればぜひどうぞ。14番。

○14番（山下 修君） やっぱり、プラントの設置を受け入れている地区というのは、原発にしても処理場にしても、迷惑施設で私どもの自治体の中で設置を認めますって受け入れてくれるところ、これは迷惑施設に一般的に言えることだけでも、入れてくれるところの自治体がある程度主導権を持ってもらわないと、地元の話をもとめるっていうこと、なかなかできないでしょうね。

ただ、掛川の資源ギャラリーにしても、満水地区もあるけれども、山内地区、3区でした

か、そこら辺も含めて掛川市としては話をまとめてということなんですけども、菊川市は西方地区という形で、東山口地区にある程度相当な説明とかは、西方地区以上にみたいなのはないと思うんです。実際の満水地区、あそこの地区についてはしっかり説明していると、その違いというのは多少はあるんじゃないのかなと。やっぱり、本当に受け入れてくれている自治会なりというのは重要視せないかんと思う。そんな感じはする。

○分科会長（倉部光世君） いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと、ギャラリーに関しては別の場で、全員で話し合う場をつくっていただかないといけないのかなと思いますので、今日はこの辺にさせていただきたいと思います。

以上で、議案第47号 教育福祉分科会所管に係る項目の審査を終わります。

ただいま出されました質疑等を基に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会長報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

以上で、議案第47号 令和3年度菊川市一般会計補正予算（第5号）の審査を終了いたします。

この後、13時から一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会を引き続き開催し、議案第38号 令和2年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての、教育文化部の審査を行います。

13時00分までに自席へお戻りください。お疲れさまでした。互礼をします。

○書記（ 君） 互礼をもって終了します。ご起立願います。相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午前11時33分